

令和4年4月27日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和4年5月～令和4年7月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和4年5月～令和4年7月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

新型コロナウイルスのオミクロン株が猛威を振るっていますが、各種講習会は感染防止対策を強化した上で、開催をしていきます。

強化対策：

- ・従来の受付時のチェックリストの提出、検温の実施、消毒用アルコールの多数配置
 - ・不織布マスクの使用の徹底（不織布マスクでない場合の当会での不織布マスクの配付）
- に加えて

①受講者全員に当会にてN95規格マスクの配付、受講中の着用

（重松製作所製 DO2-N95-2K：医療機関において感染防止対策用のマスクとして使用されているもの）

（N95マスクの配付は感染状況次第です。状況によっては不織布マスクの着用要請）

②一部講習会においては、フェイスガード、使い捨て手袋の配付、使用

③会場施設の喫煙所の使用禁止（施設内での禁煙）

④来場に当たっては、原則として乗り合わせ禁止

⑤会場内で食事をする場合の黙食の徹底

⑥マイカーに戻り食事をする場合の乗り合せ食事の厳禁 等

協力要請です。
事業場においても受講者に協力を要請・指導してください

5月17日（火）～19日（木）

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習

人気の高い講習会です。早めに満員となりますので、申込みはお早めに！
なお、今年度は9月と11月にも開催します。
4/27現在残り僅か。

5月23日（月）

労務管理講習（基礎編）

新年度の人事異動等で新に労務関係を担当する方向けの講習会です。
労働基準法に基づく適切な労務管理、本年4月から全ての事業場に適用されるパワハラ防止法への対応、労災保険、安全衛生法等に基づく管理等を学んでいきます。

初めての方だけでなく中小企業の経営者にも知っておいていただきたいこと満載です。

今回の講習会は、元甲府労働基準監督署長である講師が労働基準監督官として、また、県内外の労働基準監督署長としての経験を踏まえ、社会保険労務士の立場

から、雇用の現場で起こりやすい問題やその具体的な対応事例等を含めてご説明します。

詳細は、「やまなし労働基準」春暖号（4月1日号）の折り込みチラシをご覧ください。

5月26日（木）

研削といし交換にかかる特別教育（自由研削）

5月27日（金）

リスクアセスメント研修（安全衛生担当者向け）

安全衛生スタッフ、担当者等リスクアセスメントの仕組み作り運営等に参画する担当者、これからリスクアセスメントを導入するに当たって、担当者等を対象に、考え方、実施方法、仕組み作りの基本等を演習を含めて身につけていきます。

6月1日（水）

リスクアセスメント研修（現場リーダー向け）

既にリスクアセスメントを導入しているが、新たに現場リーダーとなった方が実際にリスクアセスメントを推進していく上で、危険性・有害性等の特定、リスクの見積方、リスク低減措置の検討から対応までの方法等を演習を行いながら身につけていきます。

- リスクアセスメント研修は、今年度から当会独自に実施します。料金的にも受講しやすくなりました（従来は、中災防に申込み）。
- 対象者が異なりますので、申込みに当たっては、受講者に適した研修を選んでください。

6月3日（金） **5月25日（水）から変更して実施**

新入者安全衛生教育

新規に入社した社員向け教育です。労働安全衛生法で定める「雇入時の安全衛生教育」の位置づけです。会社ではOJTでの安全教育を行っていると思いますが、その前提となる基礎（学科）教育です。社会人としての基本から始まり、労働災害防止とは何か？安全作業の基本とは…等入社後の作業の安全を考えられる社員づくりを目指した教育を行います。

6月7日（火）～8日（水）

第一種衛生管理者受験準備講習

この講習会では、過去の出題傾向を踏まえて要点をわかりやすく説明し、合格を目指します。

受験者それぞれの進度に応じて受講できるよう、3日コース（講習2日+模擬試験）、2日コース（講習2日）、1日コース（模擬試験）の3コースを設けています。

本年の衛生管理者等の国家試験の出張試験は7月29日（金）にアイメッセ山梨にて行います。

なお、出張試験の申込み受付期間は、5月16日（月）～5月30日（月）までの間、郵送（簡易書留）のみで受け付けます。（当日消印有効）

6月9日（木）

衛生推進者養成講習

衛生推進者は、安全衛生推進者選任対象外の業種で労働者が10人から49人未満の事業場において選任しなければなりません。

安全面では危険は少なくとも、従業員の衛生管理、健康管理を進めていくためのキーパーソンの養成を行います。人事異動等により衛生推進者に異動があり、新たな方を選任する場合には、受講が必要になります。

6月14日（火）～15日（水）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

依然として、受講希望が多い講習会です。

当会のHPに申込書がアップされたら、即座に申込みを！

（6月分講習は、5/11PMに掲載を予定しています。ご確認を）

6月21日（火）～22日（水）

第二種衛生管理者受験準備講習

上記第一種衛生管理者をご覧ください。

6月28日（火）～29日（水）

有機溶剤作業主任者講習

6月30日（木）

KYTリーダー養成研修

リスクアセスメントの実施に加え、現場でのKY活動も労働災害防止のためには重要な活動です。これまでなんとなく実施していた方には、演習等を通じて現場でのKY活動の進め方を身につけ、KY活動の推進役となり人材を養成します。

7月4日（月）

衛生管理者準備講習（第一種：模擬試験）

7月5日（火）～6日（水）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

7月11日（月）

衛生管理者準備講習（第二種：模擬試験）

7月19日（火）

酸素欠乏危険作業特別教育

7月20日（水）～21日（木）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

依然として、受講希望が多い講習会です。

当会のHPに申込書がアップされたら、即座に申込みを！

7月28日（木）～29日（金）

乾燥設備作業主任者技能講習

作業主任者の選任が必要な設備は、以下のとおり。ご確認を！

- 1 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1 m³ 以上
- 2 乾燥設備のうち、危険物以外のものに係る設備で、熱源として燃料を使用するもの
最大消費量が、固体燃料……毎時10kg 以上
液体燃料……毎時10L 以上
気体燃料……毎時1 m³ 以上
- 3 熱源として電力を使用するもの、定格消費電力が10kW 以上

新型コロナウイルスの感染防止対策を上記のように講じた上で、講習会を実施していく予定ですが、感染状況の拡大等により会場が使用不能になった場合等には、急遽開催中止とすることがあります。

令和4年6月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、5月11（水）PMの予定です。
(ゴールデンウィークがありため、掲載が遅れます。ご了承ください。)

